

特例有床診療所の年次報告について

◆特例病床の概要

診療所の病床を新たに設置又は増床する場合は、都道府県の許可が必要であるが、医療審議会の意見を聴いて、特定の医療を行う病床として必要と都道府県知事が認める診療所について、病床を設置する事ができる。

(特例で設置できる特定の医療)

- ・地域包括システムの構築のために必要な病床
- ・地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な病床（へき地医療、小児医療、周産期医療、救急医療）

(府内の特例病床を有する診療所数)

- ・ 17 診療所（157床） **※特例で設置した病床であっても既存病床として計上**

◆現状の対応

毎年、診療所から提出される年次報告の結果を取りまとめ、大阪府医療審議会病院新增設部会へ報告

◆課題

病床稼働率の低い診療所が見受けられるが、年次報告書の集約に止まり、改善に向けた対応を行っていない。

- ⇒
- ・年次報告時に業務結果通知を発出してはどうか。
 - ・年次報告書様式に「病床稼働率の低い理由」や「改善に向けた計画」等の項目を追加してはどうか。
 - ・今年度は、今後の対応について周知を行うこととしてはどうか。